

評 価 報 告 書

平成 2 6 年 3 月

京都府社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童相談業務評価検証部会

目 次

1	はじめに	1
2	評価の視点	2
	ア 評価項目	2
	イ 評価の実施方法	3
	ウ 評価を実施する上での留意事項	4
3	評価結果	
	(1) 児童養護施設等との連携について	5
	(2) 宇治児童相談所京田辺支所の運営状況について	9
	(3) 幼児死亡事件の検証について	11
	(4) 市町村要対協の取組状況について	14
	(5) その他、委員の助言	17
4	評価のまとめ	18
5	おわりに	20
6	部会の開催経過	21
7	京都府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童相談業務評価検証部会・委員名簿	22

1 はじめに

児童相談業務評価検証部会の目的及び経過

平成18年10月に長岡京市で発生した児童虐待死亡事案を受けて、京都府では平成19年度に外部有識者による京都府児童相談所業務外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、児童相談所の業務管理や組織運営等を定期的に確認することとなった。

これを受け、委員会においては、児童相談所における子どもの安全を確保するための迅速な対応や、地域のネットワークにおける情報共有のあり方、関係機関との連携による子どもの見守り活動の状況等について調査を実施し、助言を行ってきた。

さらに、児童相談所と市町村とで児童相談業務が重層的に行われていることを踏まえ、平成20年度からは、困難ケースなどを通して児童相談所と市町村との連携状況を確認するとともに、市町村における要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の運営状況や、児童相談所における安全確認及び在宅ケースへの対応状況等について調査を行ってきた。

近年、児童虐待案件が複雑化・困難化する中、困難案件の検証、児童相談業務への指導など、有識者会議でなく、調査・答申のできる機能を持たせる必要があることから、本年度、委員会を京都府社会福祉審議会の児童福祉専門分科会の部会として位置付け、名称を「児童相談業務評価検証部会」と変更したところである。

今年度は、児童相談所と児童養護施設等との連携、平成25年4月に設置した宇治児童相談所京田辺支所の運営状況、同年10月に綾部市で発生した幼児死亡事件や市町村要対策協の取組状況について評価を実施した。

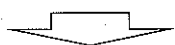
2 評価の視点

ア 評価項目

平成24年度、入所児童に係る施設と児相との連携のあり方についてワーキングにおいて協議を重ね、児童養護施設等に入所中の全ての児童について児童相談所援助指針等を作成すること等を踏まえ、児童相談所と施設の連携について評価項目とするとともに、平成25年4月に新設された宇治児童相談所京田辺支所の運営状況、そして同年10月に綾部市で発生した幼児死亡事件を対象とするほか、継続的な調査として市町村要対協の取組状況を確認するものである。

(1) 児童養護施設等との連携について

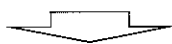
児童の処遇について、児童相談所と児童養護施設等が連携して対応しているか検証を行う。



- 平成25年度、施設入所全児童について、施設と児童相談所が協議し援助指針及び自立支援計画を作成するとされているが、その進捗状況や作成上の課題等について確認
- 施設入・退所時の協議や情報共有が十分行われているか。
- 問題行動等により施設で対応が困難となった児童への対応状況について

(2) 宇治児童相談所京田辺支所の運営状況について

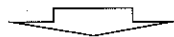
児童相談体制強化に資するため、平成25年4月に開設した宇治児童相談所京田辺支所の運営状況を検証する。



- 児童相談件数の状況
- 児童虐待ケースに迅速に対応できるようになったか。
- 管内市町村・関係機関との連携が進んでいるか。
- 本所・支所の業務連携が円滑化しているか。

(3) 幼児死亡事件の検証について

平成25年10月に綾部市で発生した幼児死亡事件について、被害児童とその家族の住所地の市町村等における連携について検証する。



- 住所地の市町村における児童・母子保健・福祉各部門における連携について
- 要支援者が転居する際の市町村や関係機関における情報共有のあり方について

(4) 市町村要対協の取組状況について

市町村要対協について次の項目を確認。

- こんにちは赤ちゃん事業の実施、母子保健部門の連携状況
- 特定妊婦、所在不明児童への対応状況
- NPO、市町村教育委員会との連携状況
- 職員の配置状況、経験年数
- 相談・研修・職員体制の強化状況

イ 評価の実施方法

各委員が分担して、家庭支援総合センター、宇治児童相談所（南部家庭支援センター）、同児童相談所京田辺支所、福知山児童相談所（北部家庭支援センター）に出向き、調査ポイントに沿って児童相談所職員（保健所虐待対応専任職員を含む。）や関係市町担当職員からのヒアリング及び状況確認等を行うことにより実施した。

<調査日程一覧>

		児童相談所	市町村 (要対協事務局)
平成26年	1月14日(火)	宇治児童相談所	A市
	1月15日(水)	宇治児童相談所京田辺支所	精華町
	1月20日(月)	家庭支援総合センター	南丹市
	1月31日(金)	福知山児童相談所	福知山市
	2月17日(月)	宇治児童相談所	B市

(注) A市：幼児死亡事件に係る当時の家族の居住地市町村

B市：上記事件の幼児の母が居住していた市町村

ウ 評価を実施する上での留意事項

児童虐待の通告や対応するケースは年々増加している。また、離婚や再婚による家族関係の複雑化や、保護者に精神疾患が見られるなど、対応が困難な事例が顕著となっており、児童相談所と市町村だけでなく様々な関係機関が連携して対応していくことが非常に重要となっている。

このため、児童虐待を始めとする児童相談への対応について、何ができて、何ができていないのかというチェックをそれぞれの機関に対して個別に行うのではなく、各機関の今日的な課題や連携のあり方等を踏まえて児童相談業務がより一層適切に遂行され、また、職員がやりがいを持って活動できるように助言をする立場から調査を行ったものである。

3 評価結果

(1) 児童養護施設等との連携について

ア 援助指針及び自立支援計画の作成状況等について

児童養護施設等には児童虐待ケースの増加に伴い、虐待を受けた児童など、より個別的な対応が必要な入所児童が増えており、児童相談所と施設の連携の重要性が増して来ている。

このような状況の下、入所児童のより良い支援につなげるため、児童相談所が作成する「児童相談所援助指針」（以下「援助指針」という。）と援助指針を受けて施設が作成する「自立支援計画」について、平成24年度、児童相談所・施設双方の職員で構成されるワーキンググループにおいて、作成に係る施設と児相の連携のあり方等について検討が行われた。検討の結果、平成25年度、児童相談所と施設双方の職員が協働し、入所する全ての児童について援助指針等を作成することとされたことから、今回本部会においてその作成状況について調査を行った。

平成25年9月末の作成状況は、表1、2のとおりである。平成24年度以前から入所している児童の約半数が作成済みであり、年度中に退所、進路選択を予定している優先度の高いケースについては、約7割が作成されているなど計画的に取り組まれている。

平成25年度に新たに入所した児童については、援助指針は全員について作成しているが、自立支援計画の作成はその3割となっている。

表1 援助指針等の作成状況（平成24年度以前に施設入所した児童）

	合計	作成済	未作成	進捗率
合計	249	122	127	49.0%
優先度高（年度中に退所、進路選択予定）	97	72	25	74.2%
優先度中（入所間もないケース等）	88	32	56	36.4%
優先度低（退所予定なし等安定したケース）	64	18	46	28.1%

（平成25年9月末現在）

表 2-1 援助指針の作成状況（平成 25 年度以降に施設入所した児童）

入所 児童数	入所時	入所後 2週間以内	2週間～ 1か月以内	1か月～ 3か月以内	3か月超	合計
36	25	2	0	0	9	36

（平成 25 年 9 月末現在）

表 2-2 自立支援計画の作成状況（平成 25 年度以降に施設入所した児童）

入所 児童数	入所後 1か月以内	1か月～ 3か月以内	3か月超	合計
36	0	4	7	11

（平成 25 年 9 月末現在）

児童相談所から作成上の課題として次の点が挙げられている。

- ・施設、児相双方が日々の業務に追われるため、意識的に取り組む必要がある。
- ・児相・施設双方の合意が必要なことから、作成後の修正、確認作業に時間を要する。
- ・施設、児相担当者が交替している場合、交替していない担当者の意見の影響を受け易い。

【委員の助言】

- ・ 援助指針等の記載事項が多い。児相・施設職員双方の負担が大きい。要点を押さえた記載をするなど効率化してはどうか。
- ・ 援助指針等は家庭裁判所への申立など法的対応が必要な場合など、非常に重要であるので、外部の人からもわかりやすい表現にすべきである。
- ・ 援助指針、自立支援計画の作成に当たっては、家族全体、世代間も含めて見るなど多面的にとらえるべきである。
- ・ 援助指針や自立支援計画の作成が目的となることなく、どう活用していくかを考えていく必要がある。

イ 施設との入・退所時の協議や情報共有について

児童相談所と施設が入・退所時に情報共有を進めるため、平成24年度に、ワーキンググループで児童の入所に係るインテーク資料様式等について検討し、モデルとなる様式等が提案されている。本年からその様式の使用等がなされており、児童相談所からは次のとおり効果や課題が挙げられている。

〔効果〕

- ・施設が必要としている情報を意識して資料作成できるようになった。
- ・記載事項がチェック項目として挙げられており、必要事項の漏れが少なくなった。
- ・施設にポイントを押さえた説明ができるようになった。

〔課題〕

- ・入所協議時の情報提供は引き続き丁寧に行う必要がある。
- ・心理判定結果など施設にどこまで伝えるべきか基準が作成されていないものもある。

【委員の助言】

- ・本年度に発生した和歌山県の死亡事例では、施設側はハイリスクと捉えていたにもかかわらず、児相が主導的に方向を決めたことが事件につながった報道されている。

このような事案を防ぐためにも、退所の際に児相と施設の方針のずれや食い違いが生じた場合には、丁寧に情報交換、意見のすり合わせを行い、統一した方針を出すべきである。

ウ 問題行動により施設で対応が困難となった児童への対応状況について

平成25年4月1日から同年9月末までの間、問題行動等により施設で対応が困難となった児童は9人であり、児童相談所からその対応についての課題が挙げられている。

- ・複数の児童による問題行動が発生した場合、複数の児相が措置している場合があり、児相間の連携、施設との連携が必要となってくる。

- ・問題行動が繰り返し起きている施設もあり、施設全体が落ち着かない状況にある。
- ・施設のユニット化、小規模化が進められる中、複数児童の問題行動が発生した場合に、施設全体を見渡し対処する力量のある職員が必要である。
- ・施設で不適応を起こし施設へ戻ることが困難となった児童について、新たな入所先の調整までの間、一時保護が長期化するケースがあり、このような児童に対応できる施設が必要である。
- ・問題行動の初期段階から児相と施設が連携し、課題解決に当たる必要がある。
- ・問題行動のある児童の場合、保護者が関わりを拒否する場合があります、保護者の協力をいかに得るかが課題である。

【委員の助言】

- ・現在の施設の枠組みで対応できない家族と児童が増加している。児童の課題に対応できる施設など、今までの施設分類とは異なる子どものレベルに合わせた施設が必要なのではないか。
- ・児童自立支援施設は基本的には中卒までであるが、高校就学後もサポートする機能などが必要ではないか。
- ・問題行動に対しては、対処方法のみを考えるのではなく、子どもの発達や自立をどう支援していくのかという視点で捉え、対応してほしい。
- ・不安定な入所児童が増加し、家族再統合もスムーズにはいかないが、児童の安定化につながるヒントとして、ライフストーリーワーク、週末里親、社会実習など様々な取組を進めてほしい。
- ・施設で処遇困難となった児童がクールダウンする緊急避難場所を確保することで、再び施設で対応が可能となるのではないか。
- ・入所児童の問題行動は、施設生活の中での児童の思いを背景にするものもある。
子どもの思いや力を引き出せるよう、児童にとって必要な時は施設と児相がケースカンファレンスするなど、両者の連携を模索して欲しい。
- ・さらに、困難事案に対しては、外部有識者や専門機関からの助言を得るなど、その対応力の強化を図られたい。

(2) 宇治児童相談所京田辺支所の運営状況について

ア 児童相談件数の状況について

宇治児童相談所京田辺支所の平成25年9月末現在の児童相談受付件数は、457件であり、前年同期に比べ47件増加している。このうち児童虐待の件数は116件である、前年同期に比べて40件増加している。

宇治児童相談所全体の児童相談受付件数は、937件で、前年同期に比べて10件増加している。

表3 児童相談受付状況（宇治児童相談所）

		養護		障害	非行	育成	その他	合計
		虐待	養護					
24年度	本所管内	158	39	527	49	58	0	831
	支所管内	155	38	427	29	58	0	707
	計	313	77	954	78	116	0	1,538
24年9月末	本所管内	95	24	341	26	31	0	517
	支所管内	76	23	275	10	26	0	410
	計	171	47	616	36	57	0	927
25年9月末	本所管内	97	23	306	22	31	1	480
	支所管内	116	15	275	16	34	1	457
	計	213	38	581	38	65	2	937

イ 児童虐待ケースに迅速に対応できるようになったか

宇治児童相談所京田辺支所の平成25年9月末現在の児童虐待相談受付件数116件全てにおいて48時間以内に児童の安全確認がなされている。前年同期も76件全件、48時間以内の安全確認ができており、京田辺支所の設置により迅速に対応できるようになったかについては、経年的な比較が必要である。

ウ 管内市町村・関係機関との連携が進んでいるか

宇治児童相談所京田辺支所が管内市町村要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に出席した回数及び出席率は、平成25年9月末時点で81件・50.3%で、前年同期の26件・17.6%を大幅に上回っており、京田辺支所

管内の市町村にとっては物理的な距離が近付いたことで、京田辺支所と市町村の関係が緊密になりつつあることを示していると考えられ、今後の推移に注目したい。

なお、現地調査において京田辺支所管内市町村である精華町で連携状況をヒアリングしたところ、次のとおりであった。

- ・ 町村レベルでは、研修等人材育成は困難であり、児相を頼りにしているが担当者が忙しく連絡が付きにくい。
- ・ 宇治児相京田辺支所管内の案件が多く、忙しすぎる。この現状を改善する手立てが必要と考える。
- ・ 京田辺支所の体制が充実すれば、市町村も児相に十分相談した上で自らケース対応できるようになり、その結果、児相への援助依頼ケースは減少すると思う。市町村職員は虐待対応に不安を抱えているので、児相に援助依頼してしまう。

エ 本所・支所の業務連携が円滑化しているか。

本所・支所のヒアリングによると、京田辺支所単独で対応する業務については、機動性は増したと感じているが、小規模化したことでバックアップ体制や人手が必要な場合の対応については、従来の体制に比べ、課題があるとのことである。

また、京田辺支所に一時保護所がなく、児童は本所や家庭支援総合センターの一時保護所で保護しており、一時保護所と密接に情報共有しているが、児童が近くにいないため、児童の様子や訴えをタイムリーに確認できないなど、支障を感じている。

【委員の助言】

- ・ 一時的には支所設置をマイナス面を感じることもあると思われるが、1年経過後等定期的に検証し、数年間の活動内容を踏まえて改善策を出すべき。
- ・ 新興住宅地と旧村が混在する地域特性を踏まえた対応を心がけるべきである。
- ・ 一時保護所については、喫緊に検討すべきであるが、その際には、京田辺支所への設置の可否のみで議論するのではなく、体制等も含め、各所の一時保護所のあり方を根本的に議論すべきである。

(3) 幼児死亡事件の検証について

<事件の概要>

新聞報道等によると、平成25年10月3日に綾部市において、A市に在住の父親が2歳の長男を河原に叩きつけ、死亡させた。

父親34歳、妻と長男の3人家族であり、10月3日に長男を連れて車で自宅を出た。

事件の直前には、河原近くで乗用車とトラックが衝突する事故があり、運転していた父親が子どもを抱きかかえて逃走したとみられる。

父親はその後、民家や空き家に入り込み、子どもの右足首を切断した後、川に行き、子どもを川底にたたきつけるなど激しい暴行を加え、死亡させた。

現行犯逮捕された直後は、興奮状態で、意味不明の言葉を発していた。

また、「霊が見え、子どもと車が壊れて、呪われている。」と話していた。

父親は精神疾患で通院歴があった。

その後、10月18日に、父親は、刑事責任能力の有無を調べるため、約3か月の鑑定留置された。平成26年1月22日、不起訴処分となり心身喪失者等医療観察法により鑑定入院している。

ア 被害児童と家族の住所地市町村の児童・母子保健・福祉各部門における連携について

被害児童とその家族の住所地のA市にヒアリングを行ったところ、次のとおりであった。

〔被害児童家庭とA市の関わり方について〕

- ・ 母は被害児童を懐胎後、B市において母子手帳の交付を受けていた。
- ・ 乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）による訪問の際、留守であったが、その後の健診は受診している。
- ・ 父が精神科に通院していたものの、被害児童は乳幼児健診を受診するなどしており、特に課題が表面化していたようには見うけられなかった。

〔事件を受けた今後の取組について〕

- ・ 児童がいる家庭で保護者が精神科に通院している場合などは、支援が必要な可能性がある家庭として庁内関係部門で情報共有を行うことを検討する。

- ・ 乳幼児全戸訪問事業で直接対面できなかつた場合については、民生児童委員に当該世帯周辺の地域の状況の聞き取りを行うことにより、健診等での状況把握の参考とすることが考えられる。
- ・ 市職員に対して、児童虐待に関する理解と認識を深めることにより、日常の業務の中で意識的に対応できるようにしたい。

【委員の助言】

- ・ 本事案の家庭は父親が精神科に通院しており、母子保健サイドだけではなく、周辺からもフォローすべきではなかつたか、乳幼児全戸訪問事業での対応等、様々な場面で気付くきっかけがなかつたのか、再検証することも重要である。
- ・ 精神疾患の場合、精神科医は患者と対待するのみで、家族を把握するわけではない。今後、精神科を含めた医療連携のあり方を検討すべきである。
- ・ 本事案の場合、普段は問題が顕在化しないため、民生児童委員が日常的に状況を把握するなど、見守りを行うのは難しいと思われるが、偶発的な事件と捉えるのではなく、課題の端緒を捉える努力は必要である。
- ・ 市における各種の事業を通して把握する家庭の情報を一枚のシートにまとめて、個人情報の取扱いに留意しつつ、庁内の関係者で情報共有ができていくか適宜意識してチェックするなど心がけるべきである。
- ・ 転居時の情報の共有に加え、市役所内の福祉・保健部門が連携し、情報共有に努めていくことで、課題をかかえる家庭に気づく敏感な視点を培うことにつながる。
- ・ 今回の事案においては、他市において母子手帳が交付されていたが、A市においては母子手帳発行窓口と保健センターが別の場所になっている。特定妊婦等気になる妊婦の把握のためにも、あり方の検討が必要ではないか。
- ・ 今回の事件をきっかけにして、類似する家庭についてA市担当部内での情報共有を進めるとともに、市の要対協を活用し、地域での見守り等につなげていく必要がある。

イ 要支援者が転居する際の市町村や関係機関における情報共有のあり方について

被害児童の母が、被害児童を懐胎後、A市転入前にB市で母子手帳の交付を受けていたことから、B市にヒアリングを実施したところ次のとおりであった。

- ・被害児童の母に母子手帳の交付をした際、特に懸念される様子は確認できなかった。また、妊婦健診も定期的に受診していたことからB市から転出した際、転出先市町村に情報提供は行っていない。
- ・母子手帳交付の際、妊婦の表情等をチェックして気になる場合は、メモを残して担当の保健師につないでいる。妊婦の表情を読み取るなど職員自身がアンテナを張り、支援が必要な妊婦を把握することも重要と認識している。
- ・また、平成25年度から養育支援訪問事業を開始したことから、母子保健部門と児童福祉部門が月1回カンファレンスを行い、要対協ケースやその前段階のケースについて情報共有を図っている

【委員の助言】

- ・ 本件の母は母子手帳交付時に、単身、未成年であったことから、特定妊婦として、窓口での対応のあり方を考える必要がある。
- ・ 母子手帳交付時等の妊婦を注意深く観察し、背後にある父等の課題を把握するよう努めること。
- ・ 父が精神疾患で治療を受けている場合、母子について支援が必要という視点を持つこと。
- ・ 庁内で要支援者の情報の共有を図り、連携が言葉だけに終わらないようにすること。
- ・ 要支援者が転居する場合、転居先との連携を図ること。

(4) 市町村要対協の取組状況について

ア こんにちは赤ちゃん事業の実施、母子保健部門の連携状況

調査対象となった市町では、こんにちは赤ちゃん事業の訪問者は、保健師、助産師等であり、訪問時には母子の健康状態を確認したり、子育てのアドバイスを行うなど幅広い観点で対応している。

訪問が拒否される理由としては、行政を嫌っている、以前に対応した保健師への不満などであるが、留守や拒否などにより訪問ができなかった場合は、電話、再度の訪問等で接触を図るようにしたり、その後の健診時に状況を確認している。

なお、同事業で懸念事例を発見した場合には、要対協ケースとして登録し、母子保健部門・児童福祉部門が情報を共有して、同伴訪問をするなど、連携した対応を取っている。

また、母子保健部門が持つ妊娠期からの情報は児童福祉部門に繋がれており、ハイリスクケースとして把握している場合は、特定妊婦として要対協に情報提供している。

【委員の助言】

- ・ こんにちは赤ちゃん訪問で把握したリスクケースは要対協につないでおり、今回の調査では漏れはなかったが、把握した場合はすみやかに支援につなぐこと。

イ 特定妊婦、所在不明児童への対応状況

調査対象の市町のうち2市において特定妊婦がケース登録され、母子保健部門と児童福祉部門が情報共有して支援を行っている。

また、所在不明等の児童は1市において2名存し、1名は住民登録を残したまま車上生活中、残り1名は両親の訪問拒否や健診不受診により長期間児童を現認していないことから、民生児童委員による訪問等により児童の確認に努めている。

【委員の助言】

- ・ 説明のあった車上生活の乳児や、親の拒絶により現認できない乳児については、速やかに要対協ケースとして取り上げるべきである。

ウ NPO、市町村教育委員会との連携状況

(ア) NPO法人との連携状況

調査対象市町において、NPO法人に子育て支援センターの運営を委託したり、NPO法人の代表者を要対協代表者会議の委員として委嘱しているという連携事例があった。

(イ) 市町村教育委員会との連携

調査対象市町では、教育委員会が要対協の構成機関となっており、代表者会議、実務者会議や個別ケース検討会議において、児童福祉部門と意見や情報を交換している。

また、被虐待児童等の出欠状況の毎月の確認や、教育委員会が毎月開催する校園長会に児童福祉担当課長が出席して情報発信する取り組みなどが行われている。

【委員の助言】

- ・ 今後さらに連携を深めていくためにも、スクールソーシャルワーカーとの連携、情報共有や、さらなる配置などの取組を進めてほしい。

エ 職員の配置状況、経験年数

調査対象市町においては、児童福祉部門の正規職員に加えて、家庭児童相談室の非正規職員が児童相談に対応している。

一方、調査対象市町の中で相談員としての経験年数が10年を越える職員はおらず、5年以上を越える者は3名であった。正規職員は人事異動のために限られた年数しか児童相談業務に従事せず、非正規職員は市の規定で雇用期間が定められているため、経験が蓄積され難い現状が見られた。

オ 相談・研修・職員体制の強化状況

体制の強化のため、家庭相談員に保健師、保育士の専門職を採用することにより、職員の資質の向上を図っている。

更に、兼務であるが担当職員の1名増員、国庫補助金を活用した事務処理対応職員の配置、相談員の勤務日数の増加、アドバイザー的な役割を兼ねて府児相〇

Bを相談員として採用などの例があった。

資質向上については、府のアドバイザー派遣事業を活用している市町がある一方で、周知不足のためか活用できていない市町があった。

【委員の助言】

- ・ 研修やアドバイザー派遣事業など、府の制度を活用し、計画的にスキルの向上を図る必要がある。
- ・ 「連携」は、単に連絡することではなく、当該ケースにどう関わり、どうマネジメントしていくかを明確にし、関係者それぞれの役割を果たすことで進むものである。実務者会議も同様で、府のアドバイザー派遣事業を活用するなど、第三者の立場から助言を得ることで理解を深められる。
- ・ 法律上にも市町村の役割が明確化されているが、取組状況は市町村によりバラつきがある。まずは市町村が当事者意識を持ち対応していくことが必要であるが、当分の間は、見相が市町村職員を支援・指導すべきと考える。その際、どのような研修が効果的かなど、あり方については関係者で議論すべきである。
- ・ 年数回程度、スーパーバイザーを招きケースの見立てに加わってもらい、その根拠や手法を学ぶことが、力量アップにつながる。
- ・ 各市町要対協の体制強化に向け、当部会の委員のコメントを代表者会議の場で情報提供するなどの意識付けをしてほしい。

(5) その他、委員の助言

- ・ 施設を退所した後、子ども自身相談できる人がいない場合が多い。誰かに相談する、頼ることができる人、場所をつくるとともに、入所中から、社会とつながる体験を積みかさねることが必要。
今年度より開始している退所児童に対する府の取組の周知を図られたい。
- ・ 「指導する」ということについては、社会に出て行くにあたり身に付けることや、入所前の生活習慣に課題があるなど指導しないといけないことはあるが、枠にはめる指導になってしまうと子どもはその枠から出られない。子どもの気持ちを聞き、その思いをくみとりながら、自立性や自尊感情を高め、いく支援の仕方を考えていく必要がある。
- ・ 子どもの権利をどう図っていくのかということについて、児相と施設が互いに検討するとともに、施設の運営等への援助が必要ではないか。
- ・ 施設に対して施設職員の研修の充実を求めるとともに、施設職員の養成や研修について、施設と児相と一緒に検討する場を設ければどうか。
- ・ 児童のかかえる課題の複雑・困難度が高まっていること及び施設の小規模化により施設職員の技量が求められる中、施設からは、職員体制のほか、職員の定着、スキルアップを進め、職員のモチベーションを高める必要があるとの声がある。府としてもこの点を十分認識し、施設に対して施設職員の研修の充実を求めるとともに、施設職員の養成や研修について、施設と児相と一緒に検討する場を設ければどうか。また、施設の職員体制の充実に向けて、国へ要望することが必要ではないか。
- ・ 施設が児童の支援・処遇に困難をかかえていることは皆が良く理解しているが、だからといって手に負えない児童を殴るなど暴力は許されない。そうした意識がないと施設は前近代的なものに陥ってしまう。
- ・ 府が作成した市町村システムについては、入力に時間がかかるという声があり、市町村が使用しやすいシステムへの変更等検討が必要である。

4 評価のまとめ

(1) 児童養護施設等との連携について

- ▷ 児童相談所・施設双方が多忙な中、援助指針等の作成が進められていることは一定評価できる。この取組の継続に当たっては、ポイントを絞った記載にするなど作業の効率化を図られたい。
また、援助指針等は児童の支援の基盤となるものであり、児童の最善の利益につながることを意識して作成して欲しい。
- ▷ 問題行動のある児童への対応については、児童をクールダウンさせるための一時保護委託先の開拓や外部の人材等の活用など他自治体の取組を参考にして取り組まれたい。
- ▷ 問題行動の発生時に限らず、児童のために必要な場合は児童相談所・施設両方でカンファレンスを実施するとともに、お互いの意思疎通が容易となるよう顔の見える関係づくりを進めて欲しい。

(2) 宇治児童相談所京田辺支所の運営状況について

- ▷ 宇治児童相談所京田辺支所は、適切に運営されており、管内市町村との連携も一定進んでいる。
- ▷ 一時保護所については、京田辺支所への設置の可否のみでなく、各所の一時保護所のあり方を検討されたい。

(3) 幼児死亡事件の検証について

- ▷ 今回の事件は精神疾患のある父による突発的なものと捉えることもできるが、そのような認識に止めるのではなく、事件の再発防止のために次の取り組み等を進めるべきである。
 - ・市町村母子保健、福祉担当部署においては、住民との接触により支援が必要な家庭を察知できるほか、各種福祉サービス・事業の対象者を把握している。庁内の関係部署において、要支援者の情報の共有を進めるとともに、住民と接触する際、表情や口調などから背景にある課題等をくみ取るなどし、虐待未然防止のための支援につなげること。
 - ・庁内連携や市町村要保護児童対策地域協議会内の連携を図るだけでなく、要支援家庭は様々な背景から転居するケースも見受けられることから、転居先・転居元、双方の市町村が能動的な情報交換に努めるほか、市町村要対協間の情報共有により難しいケースについては、昨年12月に設立された京都府要保護児童対策地域協議会を活用すること。

- ・京都府においても、児童福祉、母子保健、障害者福祉、生活保護等の関係課が市町村関係課において情報共有の推進が図られるよう庁内の連携を進めること。

(4) 市町村要対協の取組状況について

- ▷ 市町村においても体制強化のため、人員増など様々な工夫がなされているところであり、引き続きその取り組みを進められたい。
- ▷ 人事異動等による担当者の交替で経験年数が短い職員が多く、経験が蓄積されにくい状況にあることから、京都府のアドバイザー派遣事業や研修を活用し、担当職員や市町村要保護児童対策地域協議会のレベルアップを図られたい。
- ▷ また、今回の調査を通して、府のアドバイザー事業が活用されていない市町村もあったため、京都府においては事業の周知を積極的に行うとともに、市町村のニーズにあった制度となるよう工夫をすること。
更に、平成24年3月に導入した市町村児童虐待情報システムについては、市町村が利用しやすいものとなるよう改善を検討すること。

5 おわりに

今回の評価は、京都府社会福祉審議会に位置付けられて初めて実施したものであり、児童相談所と施設との連携、新設された宇治児童相談所京田辺支所の運営状況、昨年10月に発生した幼児死亡事件という本年度の取組や事件を対象としたほか、継続的な調査として市町村要対協の取組状況を確認したものである。

児童相談所と施設との連携については、両者の協議により児童相談所援助指針等の作成が進められていること、宇治児童相談所京田辺支所については、一定課題はあるものの適切に運営されていることを確認した。

幼児死亡事件については、その検証を通して、事件の再発防止のため関係機関の情報共有や、要支援家庭の把握・支援のために関係職員が感度を研ぎ澄ませることの必要性を痛切に感じたところである。

そして、市町村児童福祉部門においては、こんにちは赤ちゃん事業や妊娠期からの情報交換を通じて母子保健部門と連携を深めており、教育委員会とは学校からの情報を共有するだけでなく、協働して対応に当たることで関係を構築している現状などを確認することができた。

一方で、京都府による市町村支援の取組の周知が不足している一面や、市町村においては経験の浅い職員も多いことなど、いくつかの課題が挙げられ、委員からは助言と対応策を提案したところである。

本部会は、前身の児童相談所業務外部評価委員会の期間を含め、今年度で7年目を迎えるが、毎年度、調査を通して浮かび上がった課題と、それに対する助言を提示しており、京都府におかれては、可能な限りの改善策を取られてきた。

7年に渡る調査と改善により、児童相談所と市町村の力量は確実に強化されてきているが、取組を進めることで新たな問題点が浮き彫りとなることも確かである。今回の調査で明らかとなった課題や、それに対する助言を真摯に受け止めていただき、具体的な改善策を講じるとともに、引き続き、関係者のたゆまぬ努力を期待したい。

6 部会の開催経過

● 第1回

開催日：平成25年11月29日（金） 10:30~12:00
会場：京都平安ホテル
議事：・京都府の児童虐待の状況について
・昨年度の外部評価に基づく取組等について
・本年度の外部評価について

● 第2回

【宇治児童相談所 現地調査】

開催日：平成26年1月14日（火） 13:30~16:30
議事：・児童養護施設等との連携について
・幼児死亡事件の検証について
・市町村要対協の取組状況について

● 第3回

【宇治児童相談所京田辺支所 現地調査】

開催日：平成26年1月15日（水） 13:30~16:30
議事：・児童養護施設等との連携について
・宇治児童相談所京田辺支所の運営状況について
・市町村要対協の取組状況について

● 第4回

【家庭支援総合センター 現地調査】

開催日：平成26年1月20日（月） 13:30~16:30
議事：・児童養護施設等との連携について
・市町村要対協の取組状況について

● 第5回

【福知山児童相談所 現地調査】

開催日：平成26年1月31日（金） 13:00~16:00
議事：・児童養護施設等との連携について
・市町村要対協の取組状況について

● 第6回

【宇治児童相談所 現地調査】

開催日：平成26年2月17日（月） 16:00~17:00
議事：・幼児死亡事件の検証について

● 第7回

開催日：平成26年2月24日（月） 9:30~11:30
会場：京都平安ホテル
議事：今年度の報告書について

7 京都府社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童相談業務評価検証部会・委員名簿

氏 名	役 職
[部会長] 澤 田 淳	京都府立医科大学名誉教授 京都市子ども保健医療相談・事故防 止センター長
安 保 千 秋	弁護士（京都弁護士会所属）
津 崎 哲 郎	花園大学社会福祉学部特任教授
廣 井 亮 一	立命館大学文学部教授
鈴 鹿 義 弘	前京都府民生児童委員協議会会長
本 郷 俊 明	京都府民生児童委員協議会会長 ※平成26年1月24日から就任
麻 田 知 壽 子	NPO法人きょうとCAP代表